

福岡県地域文化クラブサポートネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 本県における中学校部活動の地域展開を推進するとともに、生徒が継続的に豊かで幅広い文化芸術活動を楽しむことができる環境の実現に向け、学校における文化部活動を地域展開した「地域文化クラブ」において指導を行う者を登録し、利用者（市町村及び市町村教育委員会、県立学校）の要請に応じて両者をつなぐ役割を果たすことを主な目的として、福岡県に「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク」（以下「サポートネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 サポートネットワークの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) サポートネットワークへの人材の登録、登録内容の変更及び登録の取消しに関すること。
- (2) サポートネットワークに登録した人材の情報の管理及び提供に関すること。
- (3) サポートネットワークの利用促進に関すること。
- (4) その他サポートネットワークの運営に関し必要な事項に関すること。

(登録対象者)

第3条 サポートネットワークの登録の対象となる人材は、文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域文化クラブでの指導が可能な者で、次の(1)～(3)の条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 吹奏楽における指導経験や資格を有するなど、専門的な知識・技能がある者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当するなど、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる事項がない者
- (3) 登録日現在で18歳以上の者（高校生を除く）

(登録の申請)

第4条 サポートネットワークへの登録を希望する者は、「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク登録申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）及び「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク登録者個票」（様式第2号）を「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク事務局（構成：福岡県人づくり・県民生活部文化振興課、教育庁教育振興部義務教育課。以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(登録の決定)

第5条 事務局は、前条の規定による申込があったときは、これを速やかに審査し、適当であると認めるときは、「サポートネットワーク登録者名簿」に登録するとともに

に、審査結果を「福岡県地域文化クラブサポートネットワークへの登録に係る審査結果通知書」（様式第3号・様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、登録却下と決定したときは、当該決定にかかる通知を行う際にその理由を付するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 サポートネットワーク登録の有効期間は、登録した日を含む年度から3年度目の3月末日までとする。

（登録内容の変更）

第7条 サポートネットワークに登録した者（以下「サポーター」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに事務局に「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク登録内容変更・取消届」（様式第6号）を提出するものとする。

（登録の更新）

第8条 サポーターは、第6条に規定する登録の有効期間の満了する日の2ヶ月前から当該満了する日までの間に申請書を提出することにより、登録の更新を申請することができる。

2 事務局は、前項の規定により提出された申請書の内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

（登録の取消し）

第9条 事務局は、サポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) サポートネットワークを利用し政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) サポーターから「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク登録内容変更・取消届」（様式第6号）により、取消しの届出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、事務局が不適合と認めたとき。

2 事務局は、前項による登録取消を行ったときは、「福岡県地域文化クラブサポートネットワーク登録取消通知書」（様式第5号）により当該サポーターへ通知するものとする。

（サポーター情報の公表）

第10条 サポーターの情報は、サポートネットワークを利用する市町村等に公表するものとする。

（サポートネットワークの利用）

第 11 条 サポートネットワークの利用者は、市町村及び市町村教育委員会、県立学校とする。

2 利用者がサポートネットワークの利用を希望する場合は、事務局に「サポーターの情報提供について（照会）」（様式第 7 号。以下「情報提供照会」という。）を提出するものとする。

3 事務局は、前項の規定により提出された情報提供照会に基づき、利用者が希望するサポーター情報を「サポーターの情報提供について（回答）」（様式第 8 号）により、利用者に回答するものとする。

4 利用者は、前項の規定により回答された情報に基づきサポーターの面接を行い、当該サポーターの採用の可否を決定するものとする。なお、採用の可否については「サポーターの採用について（報告）」（様式第 9 号）により、速やかに事務局に報告するものとする。

（サポーターの役割）

第 12 条 サポーターは、利用者の要請に応じて、地域文化クラブの指導を行う。

2 指導を行う際は、事前に地域文化クラブと十分な打合せを行い、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意すること。

3 サポーターは、指導対象者が中学生であることを踏まえ、自己の指導力と資質の向上に努めること。

（利用者負担）

第 13 条 サポーターへの謝礼、交通費その他の指導に必要となる経費は、利用者の負担とする。

2 前項の経費の額は、サポーターと利用者の協議により決定するものとする。

（事故）

第 14 条 指導に伴い発生した事故及び損害については、事務局は責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 サポーターの個人情報については、サポートネットワークにかかる業務のみに利用することとし、事務局において地方公務員法第 34 条に基づき適正に管理する。

（事務処理）

第 16 条 サポートネットワークの事務処理は、事務局において処理する。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、事務局が別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。